

吉賀町風力発電事業と地域との調和に関する条例施行規則

令和7年6月24日

吉賀町規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉賀町風力発電事業と地域との調和に関する条例（令和7年吉賀町条例第26号。以下「条例」という。）第26条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(禁止区域)

第3条 条例第8条第1項の規定による禁止区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(抑制区域)

第4条 条例第9条第1項の規定による抑制区域は、別表第2に掲げる区域とする。

(事前協議)

第5条 事業者は、条例第10条第1項に規定する協議を行おうとするときは、風力発電事業計画事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 位置図（事業区域及び事業区域周辺が確認できるもの）
- (2) 現況写真（事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できるもの）
- (3) 公図の写し等（事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番が確認できるもの）
- (4) 登記事項証明書の写し等
 - ア 事業区域の土地の地番
 - イ 所有者、占有者及び管理者
- (5) 次に掲げる事項が確認できる土地利用計画図
 - ア 事業区域の面積
 - イ 発電設備の形式、数量、設置方法及び合計出力
 - ウ 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
 - エ 事業の完了時における土地の形状
- (6) 次に掲げる事項が確認できる計画縦横断面図面
 - ア 事業区域の地盤面の斜度及び土地の高低差
 - イ 発電設備の高さ及び傾き
 - ウ 発電設備の設置に伴う造成等の有無

エ 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の構造

オ 構造物の位置

- (7) 生活環境、自然環境、景観保全のための方策
- (8) 事業完了後の発電事業に係る設備の維持管理の計画
- (9) 事業の期間及び工程
- (10) 発電設備が発する想定騒音の音量
- (11) その他、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の事前協議書が提出されたときは、関係機関と協議して審査を行うものとし、審査が完了したときは、風力発電事業計画事前協議済通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

（標識の設置）

第6条 条例第11条に規定する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 発電事業の名称
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 発電設備の合計出力
- (4) 設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名並びに住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (5) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 標識の設置日

（説明会の実施）

第7条 条例第12条第1項の規定による説明会は、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 発電設備の設置工事に関すること。
- (2) 防災、環境保全及び景観保全の対策に関すること。
- (3) 設置後の保守点検及び維持管理の計画に関すること。
- (4) 災害等の非常時における対処に関すること。
- (5) 撤去及び処分の計画に関すること。

2 事業者は、説明会を実施したときは、条例第14条第1項並びに条例第15条第1項に規定する許可を受けるための申請を行う30日前までに、風力発電事業説明会実施報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 説明会で用いた資料
- (2) 説明会の実施状況が確認できる写真
- (3) 説明会に出席した者の名簿

(4) 説明会の議事録

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(同意の手続)

第8条 事業者は、条例第13条第1項各号に規定する者から同意を得るときは、個人にあっては署名により、法人等団体にあっては署名又は記名押印により同意を得なければならない。

(発電事業の許可)

第9条 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする事業者は、風力発電設備設置事業実施許可申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 条例第13条第1項各号に規定する者の一覧及び当該同意を証する書類

(2) 工事内容がわかる書類

(3) 工事工程表

(4) 風力発電設備及び附属設備の構造がわかる書類

(5) 自然環境等の保全のための措置がわかる書類

(6) 事故等による被害を防止するための措置がわかる書類

(7) 発電設備の維持管理に係る計画がわかる書類

(8) 発電設備の撤去及び撤去費用の積立に係る計画がわかる書類

(9) 事業者及び現場管理者に係る次に掲げるもの

ア 住民票の写し(事業者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表)

イ 事業者又は現場管理者が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、代理権を証する書面、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表)

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるきは、風力発電設備設置実施許可書(様式第5号)を事業者に交付するものとする。

3 条例第14条第2項第2号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 発電事業に係る防災上の措置に関する事項

ア 発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成等が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限のものであること。

イ 発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により指定された

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものであること。

ウ 現状の地盤面が斜度15度以上の角度をなしている区域（発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面の斜度にも準用する。）に発電設備を設置する場合は、土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合は、当該措置が講じられていること。

エ 事業区域内の雨水その他地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

オ 排水路、河川その他排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他関連施設が設置されていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

ア 事業区域内に成育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限のものであること。

イ 発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 工事の施工に使用する工事車両による排気ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 風力発電設備が景観に与える影響を十分に検討するとともに、良好な景観の保全のための必要な措置が講じられていること。

オ 発電設備に係る附属設備は、周囲の景観に調和した色彩としていること。

カ 発電設備が発する騒音、低周波音等を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項

ア 地域住民等から地域の自然環境等に関する情報及び懸念事項等の情報を聴き取り、事業区域及びその周辺地域の実情に即した事業計画を作成するために必要な措置が講じられていること。

イ 説明会等を行うときは、多くの地域住民等への事業計画の周知及び多くの地域住民等からの意見を聴取するために必要な措置が講じられていること。

ウ 発電事業の期間において、自治会の代表者及び地域住民等と当該事業に関する協議が継続的に実施できるために必要な措置が講じられていること。

(4) 発電事業の安全性の確保に関する事項

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第

108号。以下「法」という。)第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請する場合にあっては、当該認定を受けることが確実であると見込まれていること。

イ 法第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請しない場合にあっては、同条第4項各号のいずれにも適合したものであること。

(変更の許可等)

第10条 条例第15条第1項の規定による許可を受けようとする事業者は、風力発電設備設置事業変更許可申請書(様式第6号)に、前条第1項各号に規定する書類のうち当該変更に係る書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、風力発電設備設置事業変更許可書(様式第7号)を交付するものとする。

3 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を継承した者は、継承の日から30日以内に、その旨を町長に届出なければならない。

4 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業者の氏名若しくは名称又は住所(風力発電設備設置事業者を他者に譲渡する場合を除く。)の変更

(2) 現場管理人の氏名又は住所の変更

(3) 工事の着手予定日又は完了予定日の変更

5 条例第15条第2項の規定による届出は、事業計画軽微変更届出書(様式第8号)によるものとする。

(工事着手の届出)

第11条 条例第17条の規定による届出は、設置工事着手届(様式第9号)によるものとする。

(工事完了の届出)

第12条 条例第18条の規定による届出は、設置工事完了届(様式第10号)によるものとする。

(事業の廃止)

第13条 条例第20条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、風力発電設備設置事業廃止届(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項が確認できる書類

(1) 発電設備の撤去及び発電事業の廃止の後に生じた事項が確認できる書類

(2) 前2号に関する事項について、説明会等を実施した場合は実施状況が確認できる書類

(3) 発電設備の撤去及び発電事業の廃止の後の状況が確認できる写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(公表)

第14条 条例第24条第1項に規定する公表は、吉賀町公式ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

根 拠 法 令 等	禁止区域の名称
森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項	・ 保安林の区域
砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条	・ 砂防指定地
地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項	・ 地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項	・ 急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項	・ 土砂災害特別警戒区域
自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 2 項	・ 国定公園の区域
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項	・ 国指定重要文化財の存する区域
島根県文化財保護条例（昭和 30 年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 31 条第 1 項	・ 県指定有形文化財の存する区域 ・ 県指定史跡名勝天然記念物の存する区域
吉賀町文化財保護条例（平成 17 年吉賀町条例第 99 号）第 3 条	・ 町指定文化財の存する区域
環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項	・ 最寄りの住宅等において観測される騒音が、騒音に係る環境基準の基準値（昼間 55 dB、夜間 45 dB）を超えると推測される区域
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室「風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について」	・ 住宅等から水平距離で 1500m 以内の区域

別表第 2（第 4 条関係）

根 拠 法 令 等	抑制区域の名称
農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号	・ 農業振興地域内の農用地区域
森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 2 項第 1 号	・ 地域森林計画の区域
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項	・ 鳥獣保護区